

制度所管官庁 最高裁判所
 (事務局において資料作成)

裁判員メンタルヘルスサポート窓口制度

①	制度の概要	<p>裁判員・補充裁判員及びそのいずれかであった者（以下「裁判員等」という。）を対象とした電話及びEメールによる健康相談及びカウンセリング、希望又は必要に応じた臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を持つ者による面接によるカウンセリング、必要に応じた医療機関の紹介を行う。</p> <p>（開設日：平成21年7月15日）</p>
	根拠法令等	なし
②	心理療法（カウンセリング）の対象者	<p>裁判員等で、裁判員メンタルヘルスサポート窓口に対し、電話又はEメールによるメンタルヘルスに関する相談をした者。</p> <p>面接によるカウンセリングは、本人の希望や臨床心理士等が症状から判断して行う。</p>
③	心理療法（カウンセリング）の実施者	<p>裁判員メンタルヘルスサポート窓口への電話及びEメールによる健康相談、カウンセリング、臨床心理士・精神保健福祉士等による面接カウンセリング並びに医療機関の紹介・情報の提供は、すべて委託業者（株式会社保健同人社）に委託して実施している。</p> <p>すべての相談の一次受付は、委託業者の健康相談部門の看護職（看護師・保健師等）が担当し、健康相談、メンタルヘルスに関する相談の振り分けを行う。</p> <p>メンタルヘルスに関する相談は、委託業者の心理職（臨床心理士・精神保健福祉士等）が対応する。</p> <p>面接によるカウンセリングは、委託業者の直営相談室（東京、大阪、名古屋）と提携先のメンタルクリニック、カウンセリングルーム（全国47都道府県160箇所）の臨床心理士、医師等が対応する。</p> <p>委託にあたっては、相談内容が外部に流出する事態が起こらぬよう委託業者が個人情報について適切な保護措置を講ずる態勢を整備しているかどうかを確認し、仕様書や契約書に秘密保持条項を入れるとともに、過去3年間に官公庁署、地方公共団体の構成員を対象とした本件と同種の業務を実施した実績があることを条件としている。</p>

④	<p>行っている心理療法の定義</p> <p>どのような心理療法（カウンセリング）であるのか（概要）</p>	<p>心理療法の定義は行っていない。</p> <p>カウンセリングの内容は③記載のとおり。</p>
⑤	<p>公費負担を行う心理療法（カウンセリングの）回数</p>	<p>電話及びEメールによる健康相談及びカウンセリングについては利用回数に制限なし。</p> <p>面接によるカウンセリングは5回まで無料。</p>
⑥	<p>公費負担する費用の範囲（1回毎あるいは全体で）</p>	<p>利用者の負担はなし。</p>
⑦	<p>費用負担の仕組み</p>	<p>利用者、保険者の負担はなく、全額費用を最高裁判所が負担する。</p> <p>委託業者に対して委託料を一括払いしている。委託業者と提携先のクリニック等の支払関係は把握していない。</p>
⑧	<p>財源</p>	<p>裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費の平成22年度実績は786千円であり、平成23年度予算額は、9804千円（（項）裁判費（目）裁判庁費（費途）雑役務費）である。</p>
⑨	<p>運用実績 （可能な範囲で結構です。）</p>	<p>施行後平成23年6月末までの間の利用件数は106件であり、その内訳は健康相談が35件、メンタルヘルス相談が71件である。</p>

<裁判員メンタルヘルスサポート窓口> (平成22年度)

